

# 人口問題・少子化対策推進に関する施策展開方針

平成26年10月10日

根室市人口問題・少子化対策推進本部

## 1 趣旨

この方針は、本市を取り巻く社会経済情勢や厳しい財政状況の中で、策定中の次期総合計画等を見据えながら、現在、本市が抱えている人口問題、並びに少子化対策の課題に適切かつ早期に対応するため、平成27年度から向こう5カ年、「政策」、「財政」、「組織」の連動性を図りながら、重点的に取り組むべき施策の基本的な展開方向を示すものである。

## 2 本市を取り巻く社会情勢

全国的には、少子高齢化の進行による人口減少、家族・地域の繋がり希薄化、都市と地方の格差拡大などを背景に、多くの地方都市が将来に強い不安を抱いている。国は、本年9月の臨時国会を「地方創生国会」と位置付け、地方の活性化と人口対策のため、「まち・ひと・しごと創生法案」の成立を図り、これまでとは次元の異なる大胆な政策を実行し、50年後の人口を1億人に保つ政府目標を掲げている。

本市においては、市域全体として人口減少が継続し、特に少子化の進展による児童・生徒数の減少を始め、人口減による日常生活への影響や、地域医療に対する不安、基幹産業等の労働力不足などの深刻な問題が生じている。こうしたことから今後の市政運営に当たっては、さらに厳しい情勢の恒常化が懸念され、人口減少や少子高齢化によって生じる様々な危機の克服や、地域の活性化に向けた取り組み、並びに行財政改革への対応など多くの課題を抱えている。

## 3 施策展開の取組み姿勢

人口問題・少子化対策の推進に当たっては、その主な要因である若年女性の減少、大都市圏への若者の流出、さらには教育や産業振興の視点など、まちづくり全体に関わる大局観に立ち、「子育て支援」、「地域振興」を同時並行で展開する。

特に、子育て支援関連を重点項目に位置付け、出会いから結婚、妊娠、出産、育児まで切れ目のない総合的な支援を展開し、子育て世代の経済的な負担の軽減を柱に、地域に即した子育て環境の整備を図るものとする。

## 4 施策展開の達成目標

- 目標1 人口減少率の年0.1ポイント以上の改善を図り、5カ年で1.0%まで抑制する
- 目標2 子育て環境に満足している市民の割合を高め、5カ年で不満を持つ市民割合を10%以下まで向上する
- 目標3 公共施設の統廃合による幼老複合型子育て支援施設の設置

## 5 施策展開の基本的な方向性（「政策」関連）

現在策定中の「第9期根室市総合計画」、並びに「根室市子ども・子育て支援計画」を始め、市内各行政分野における52の個別計画との連動性を保ちながら、①出会い・結婚・妊娠・出産支援、②家庭での子育て支援、③保育・幼児教育、④就労支援、⑤住環境整備、⑥若者の地元定着の6つの施策を着実に進めるものとし、そのうち表1に示す重点項目の優先的な事業展開を図るものとする。

加えて、医療福祉や教育環境の充実のほか、商業や農林水産業など付加価値を高める産業振興に取り組み、後継者や新規就業者等の担い手対策の推進など、若い人材や組織の育成といった次世代の礎となる関連施策を積極的に展開し、若者が活力と豊かさを感じる地域づくりに取り組む。

## 6 予算等の基本的な方向性（「財政」関連）

### (1) 人口問題・少子化対策の推進に必要な施策分野の財源確保

平成27年度以降の予算編成に当たっては、本方針を踏まえ、大胆な発想によりこれまでの施策の検証など徹底した歳出の見直しや弾力的な財源調整等により、少子化対策関連に必要な財源を最大限に確保するとともに、長期的な視点に立った財政の健全化と計画的な施策展開の両立を図るものとする。

### (2) 上記以外の施策分野は対前年比2%の削減を目指す

少子化対策等に関連する事務事業を除き、予算の要求基準を前年度同額以内とし、編成作業の最終段階までには、対前年比2%以上の削減を目指し、その削減相当額を少子化対策関連に傾斜配分するものとする。

### (3) 少子化対策関連の重点枠の設定

政策的視点から重点項目に掲げた表1の施策ほか、相応する目標達成の効果が見込まれる施策については、別途、予算重点枠を設けて優先度等の検討を行いつつ、予算を集中的に配分するものとする。

## 7 人員体制の基本的な方向性（「組織」関連）

少子化対策等の一元的な推進を目的に、本方針に基づき関連する事務分掌の見直しを行うとともに、平成27年度当初を目処に、この対策に必要な人員配置、また効率的な組織機構の設置などの措置を講ずるものとする。

また、本方針を円滑かつ持続的に推進するため、職員の政策形成能力に関する研修等のさらなる強化を図り、業務遂行能力を備えた職員の計画的な育成を図るものとする。

その他、本方針の推進に当たっては、女性職員を積極的に登用し、子育て支援業務に携わるワンストップ相談窓口の開設などの際には、女性職員の割合を3割程度まで高めるものとする。

表1 人口問題・少子化対策に関する向こう5カ年の施策展開、並びに平成27年度重点項目

施策区分	向こう5カ年の施策展開に係る重点項目	
		うち平成27年度重点項目
出会い・結婚・妊娠・出産支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦、分娩通院時の滞在施設の提供</li> <li>○不妊治療の情報提供、相談、経済的支援</li> <li>○婚活セミナー、出会いの場の提供</li> <li>○農林水産業後継者の花嫁対策</li> <li>○妊娠、出産に関する相談やパパママ教室</li> <li>○こんにちは赤ちゃん、乳幼児家庭全戸訪問</li> <li>○妊産婦検診、乳幼児健診</li> <li>○大人の風しん予防接種</li> <li>○新ママ交流や親子食育教育の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎妊産婦、分娩通院交通費助成の対象を宿泊費まで拡大</li> <li>◎不育症治療の助成措置</li> </ul>
家庭での子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童手当</li> <li>○医療費助成</li> <li>○小児救急医療の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活必需品等購入の優遇措置</li> </ul> </li> <li>○ひとり親家庭等の医療費助成、自立支援</li> <li>○紙おむつ無料回収による経済的支援</li> <li>○子育て支援ハンドブック等の作成</li> <li>○子育てや育児不安解消の相談</li> <li>○育児イベント開催費の助成</li> <li>○育児サークルにおける文化会館使用料の無料化などの支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てサポーターの養成</li> </ul> </li> <li>○保健推進員による子育て支援</li> <li>○育児支援家庭訪問</li> <li>○ブックスタート、フォローアップ事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援センターの設置</li> </ul> </li> <li>○子育て相談所の運営</li> <li>○親子つどいの広場の運営</li> <li>○一時・延長保育事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て短期支援事業</li> <li>・親族、近隣の子育て助け合いの意識啓発</li> </ul> </li> <li>○子どもの社会教育の参加促進支援</li> <li>○みらいのアスリート等育成支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ワンストップ市民相談窓口の開設</li> <li>◎子ども医療費助成の対象を中学生まで拡大</li> <li>◎幼老複合による「子育て・高齢者・身障者支援センター整備構想」の検討・立案</li> </ul>
保育・幼児・児童教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育料の軽減措置</li> <li>○幼稚園の入園料、授業料の軽減措置</li> <li>○保育所概要、定員等の情報提供</li> <li>○保育所の環境整備</li> <li>○認可保育所への職員加配 <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園預かり保育を推進するための助成</li> <li>・幼稚園特別支援を充実するための助成</li> <li>・保育ママ、家庭福祉員設置の検討</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎第3子目以降の保育所保育料の無料化対象の拡大</li> <li>◎第3子目以降の幼稚園授業料の実質無料化対象の拡大</li> <li>◎第3子目以降の学校給食費の無料化</li> </ul>

就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○留守家庭、放課後児童対策の推進</li> <li>・企業の両立支援促進の研修、広報、相談</li> <li>・育児休業制度の取得促進のための施策</li> <li>・女性の再就職の研修、広報、相談</li> <li>・男性の子育て参画促進の研修、広報、相談</li> <li>・非正規雇用者の就労支援</li> </ul>	◎非正規雇用者向け就労支援の制度化
住環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯、移住者向け住宅費助成や融資制度</li> <li>○家族向け公営住宅の増設</li> <li>・公営住宅への子育て世帯の優先入居</li> <li>○公共施設における多目的トイレ等の設置</li> <li>○公共施設等におけるバリアフリー化の推進</li> <li>○講演会や催事における託児室の設置</li> <li>・他市町村からの転入者受け入れ住宅支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎定住促進・子育て世帯向け宅地提供</li> <li>◎公共施設等におけるベビースシート、駐車場マタニティマークの設置</li> </ul>
若者の地元定着	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規学卒者、若年者等地元就職支援</li> <li>・非正規雇用者の就職支援（再掲）</li> <li>○就業意欲をかきたてる魅力ある1次産業支援</li> <li>・早期Uターンした場合の奨学金創設</li> <li>・U I ターン者への起業支援</li> <li>・水産業に着目したU I ターンの推進</li> <li>○インターンシップ事業</li> <li>・企業ブランド力の向上、再生支援</li> <li>○青年就農給付事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎非正規雇用者向け就労支援の制度化（再掲）</li> <li>◎U I ターン者向け起業支援の制度化</li> </ul>

注1) 「○印」は、既に取り組み実績があり、今後とも「継続」して施策展開する重点項目である。

注2) 「・印」は、向こう5カ年において「新規」に施策展開を検討する重点項目である。

注3) 「◎印」は、速やかに施策展開を図る「平成27年度重点事項」である。

注4) 「子育て・高齢者・身障者支援センター整備構想」の推進に当たっては、ふるさと納税制度を活用し、新たに「ねむろ子ども・子育て応援」事業を寄附メニューに設定する。